

外国人技能実習生の皆様へ ~畜産現場において~

1

海外からの伝染病侵入を防ぐため、次の事を守って下さい。
また、知人への周知もお願いします。

肉製品を持ち込まない



- 動物検疫所の検査証明書のない肉製品は日本に持込むことはできません。
- 海外の家族、知人に、国際郵便で日本に肉製品等を送らないよう伝え下さい。
- 不正に持ち込んだ場合は、100万円以下の罰金または3年以下の懲役が科せられることがあります。

海外の畜産関係物を持ち込まない



- 海外で使用した作業着、作業靴、長靴を日本に持込まないで下さい。

畜舎の周囲に立入らない



- 日本に来る前1週間以内に、畜舎とその周囲に立入らないで下さい。
- 日本に来てから1週間は、畜舎とその周囲に立入らないで下さい。

農場へ病気を持ち込まないために



- 農場に入る際には、手や靴の消毒、服の着替えを行いましょう。
- 農場主の許可なく、知人や物を農場に入れたり、他の農場に立ち入らないで下さい。